

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 9 月 12 日
分任支出負担行為担当官
東信森林管理署長 佐野 周二

1. 工事概要

- (1) 工事名 諏訪町公務員宿舎電気温水器取替工事
- (2) 工事場所 長野県佐久市臼田 1 8 2 1
- (3) 工事内容 工事内訳書のとおり
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 13 日まで
- (5) 本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システムにて行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号（以下「予決令」という。））第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度中部森林管理局競争参加有資格者名簿「建設工事」の業種区分「建築一式」に登録された C 等級又は D 等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年度法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者については、手続き開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。)
- (4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付 59 林野経第 156 号林野庁長官通達）または「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付 26 林政政第 338 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間（以下「過去 15 年間」という。）に完成・引き渡しされた工事で、元請けとして以下に示す同種の工事を実施した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）。
経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が上記基準を満たす施工実績を有する

こと。

同種工事：同種工事とは建物設備の取替又は改修工事全般とする。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

- ① 主任技術者又は監理技術者として２級建築施工管理技士又は２級建築士以上の資格のうちいずれかの資格を有する者を配置できること。
- ② 過去 15 年間に、上記（６）に掲げる工事の経験を有する者であること。
- ③ 当該工事を受注した場合において、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に３ヶ月以上あること。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。

(9) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が長野県内に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が長野県であること。

(10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出の期間

令和 7 年 9 月 16 日から令和 7 年 9 月 30 日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。以下「休日」という。）の 9 時 00 分から 16 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）。

② 提出方法

電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送等によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札方式による場合は③の場所へ持参すること。

③ 提出場所

〒384-0301 長野県佐久市臼田 1822

東信森林管理署 総務グループ

電話（NTT）0267-82-2036 （IP）050-3160-6055

電子メールアドレス toshin.d.f.o@maff.go.jp

(3) 上記(2)①に定める期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた場

合は本競争に参加できない。

4. 入札手続き等

(1) 担当部署（受付窓口）

〒384-0301 長野県佐久市臼田 1822

東信森林管理署 総務グループ

電話（NTT）0267-82-2036（IP）050-3160-6055

電子メールアドレス toshin.d.f.o@maff.go.jp

電子入札システム <http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>

ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/>

(2) 入札説明書等の配布期間、場所及び方法

電子入札システムによる入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードから入札説明書等の必要な情報を入手すること。

なお、やむを得ない事情等により紙入札方式により入札を予定している者には、下記①から③により入札説明書等を配布する。

① 配布期間

令和7年9月16日から令和7年10月16日までの9時00分から16時00分まで。（ただし、12時00分～13時00分と休日を除く。）。

② 配布場所

上記(1)に同じ

③ その他

配付資料は中部森林管理局ホームページで公表するほか、上記②の場所で電子データにて配布するので、CD-Rメディア（未使用で密封されたもの）を持参すること。

なお、配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。やむを得ない事情により発注者の承諾を得て紙入札方式で行う場合は、入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。なお、以下の日時を変更する場合は、電子入札システム又は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは令和7年10月16日16時00分とする。

② 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、令和7年10月17日10時00分までに東信森林管理署入札室に持参すること。

③ 開札は令和7年10月17日10時00分に東信森林管理署入札室にて行う。

④ 紙入札方式による入札の場合は、分任支出負担行為担当官より競争入札参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金：免除

② 契約保証金：納付（現金納付に限る。納付場所：東信森林管理署）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 東信森林管理署）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

(3) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。なお、入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出者の入札を無効とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、分任支出負担行為担当官により競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて指名停止期間中である者等、入札時点において競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争入札参加資格の確認がなされた者の中で予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者に関し違反事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、種々の事情からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定技術者の変更は認めない。

(7) 契約書作成の要否：要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4 (1)に同じ

(9) 一般競争参加資格を受けていない者の参加

上記 2 (3)の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料を提出することができる。この場合において上記 2 (1)及び(2)、(4)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において上記 2 (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札時において上記 2 (3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(10) 新型コロナウイルス感染防止対策の取り扱いについて

本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更等の協議の対象となる。

受注者からの申し出により、受注者による施工計画書（業務計画書及び事業計画書等）への反映と確実な履行を前提として設計変更等を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期（履行期間）の延長を行う。

(11) 本公告に記載無き事項については、中部森林管理局競争契約入札心得によるほか、詳細は入札説明書による。

6. 関連資料

- (1) 入札説明書
- (2) 競争参加資格確認申請書
- (3) 競争参加資格確認資料様式
- (4) 工事内訳書
- (5) 工事請負契約書（案）
- (6) 宿舎図面

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持」をご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。